

函館地方精神保健協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神的健康の保持および向上を図るとともに、知的障がい者および精神障がい者を支援するため、市民の精神保健に関する理解の啓発普及に努める活動を行う函館地方精神保健協会（以下「協会」という。）に対し補助金を交付することに関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、協会自らが企画・立案し、実施する次に掲げる事業で、その内容や時期、経費等が協会の目的を達するために適当であると市長が認めるものとする。

- (1) 精神保健に関する知識の啓発普及事業
- (2) 精神保健に関する調査研究事業
- (3) 精神保健に関する諸施策の促進事業
- (4) その他市長が協会の目的達成に必要と認める事業

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業の実施に要する経費から交際費、慶弔費その他の経費で市長が定めるものを除いたものとする。

2 補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。